

別表：国民健康保険税軽減対象(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	令和2年度から	平成31年度まで
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(28.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(28万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(51万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

国民健康保険税納税通知書の発送

◆納税通知書を発送します

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。税率等は平成31年度と変更ありません。第1期納期限は7月31日(金)です。国民健康保険税は皆さんの医療費の大切な財源です。期限内の納付をお願いします。納付には口座振替が便利です。納付税務課窓口で、キャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービス(千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行、山武郡市農業協同組合)を行っています。

◆国民健康保険税の軽減対象を拡充

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が別表の基準額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。令和2年度から2割および5割軽減の軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。

◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

◆減免制度

次の事情がある方は、申請により保険料の減額や免除などが認められることがあります。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合
◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合
◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

いる場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。
◆特別徴収から普通徴収に変更となる主な理由

①世帯主が年度途中で75歳になる場合
②世帯主が国民健康保険から脱退した場合
③65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

◆減免制度

次の事情がある方は、申請により保険料の減額や免除などが認められることがあります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度(減額または免除)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難になった方は、減免等の対象となる場合があります。

◆介護保険負担割合証を発送

令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。

令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。

介護保険料納入通知書を発送

◆介護保険料納入通知書を発送

令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。記載内容を確認の上、担当のケアマネジャーまたは介護施設の職員へ提示ください。

◆介護保険施設利用時の食費・居住費を軽減(負担限度額認定)申請の受付

介護保険施設に入所時またはショートステイを利用した際の食費・居住費を、本人の所得状況等にに応じて軽減する負担限度額認定申請を受け付けています。

◆保険料の支払方法

◆特別徴収：年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免制度(減額または免除)

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難になった方は、減免等の対象となる場合があります。

◆介護保険負担割合証を発送

令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。

令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。



令和2年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護負担割合証が届きます。

後期高齢者医療制度保険料額が決定

◆新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免制度(減額または免除)

新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった方は、減免等の対象となる場合があります。

◆対象=主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯の方、または主たる生計維持者の収入が減少したなど、一定の基準を満たした世帯

◆千葉県後期高齢者医療広域連合

〒043(308)6768
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

令和2年度の後期高齢者医療制度保険料が決定します。7月中旬に保険料額の決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

◆対象=主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯の方、または主たる生計維持者の収入が減少したなど、一定の基準を満たした世帯

◆対象=主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯の方、または主たる生計維持者の収入が減少したなど、一定の基準を満たした世帯

善意のご寄付に感謝します

新型コロナウイルス感染症に関連したご支援を賜りました。心より感謝申し上げます。このほかにも匿名でマスク等をいただきました。

【寄付者の皆さん】※6月23日現在

日付	個人(団体)名	ご寄付の内容
6月19日	萬祥(株)	不織布マスク(800枚)
6月10日	大網ロータリークラブ	フェイスシールド(600枚)
5月21日	(有)小倉観光サービス	不織布マスク(500枚)
5月15日	伊勢化学工業(株)白里工場	不織布マスク(2,000枚)
5月11日	ぬく森くらぶ	不織布マスク(1,000枚)
4月30日	齊藤 政枝氏	布マスク
4月27日	高井歯科医院	強酸性次亜塩素酸水
4月 1日	(株)エイトス	次亜塩素酸除菌水(60L)